

○**洪谷佐輔議長** 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、今定例会の会期及び会議日程等について、議会運営委員会の報告を求めます。

町田義昭委員長。

(町田義昭議会運営委員長登壇)

○**町田義昭議会運営委員長** 議会運営委員会を代表いたしまして、去る4日の委員会において決定した今定例会の会期及び会議日程等についてご報告いたします。

会期につきましては、お手元に配付しております平成27年第4回市議会定例会会議日程表のとおり、本日6月8日から6月30日までの23日間といたします。

市政一般に関する質問につきましては、議事日程第2号、第3号、第4号のとおり、6月12日、15日、16日の3日間とし、このたびの質問者は13名の予定ですので、第1日目5名、第2日目5名、第3日目3名といたします。

一般質問発言通告は、質問内容、答弁者を具体的に記載の上、本日執務時間内に提出をお願いいたします。

各常任委員会、特別委員会の日程につきましては、日程表のとおりであります。本日の本会議終了後に、予算特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

予算総括質疑発言通告の締め切りは6月19日、討論発言通告の締め切りは6月25日といたします。なお、最終日6月30日、本会議前に議会運営委員会を開催させていただきます。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。報告といたします。

○**洪谷佐輔議長** お諮りいたします。今定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日から30日までの23日間と決定し、会議日程につきましては、お手元に配付してあります平成27年第4回市議会定例会

議日程表のとおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**洪谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

日程第3 報告第11号 平成26年度長井市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第4 報告第12号 平成26年度長井市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○**洪谷佐輔議長** それでは、日程第3、報告第11号 平成26年度長井市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について及び日程第4、報告第12号 平成26年度長井市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての2件を一括議題といたします。

報告を受けることといたします。

内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

○**内谷重治市長** おはようございます。

報告第11号 平成26年度長井市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第12号 平成26年度長井市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての2件を一括してご説明申し上げます。

これら2件は、いずれも3月定例会において議決をいただきました繰越明許費に係る経費につきまして、繰越計算書のとおり繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告申し上げます。

○**洪谷佐輔議長** 報告が終わりました。

ただいまの報告に対して、ご質疑ございませ

んか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、これで報告を終わります。

日程第5 議案第63号 長井市教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の設定について外5件

○**渋谷佐輔議長** 次に、日程第5、議案第63号 長井市教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の設定についてから日程第10、議案第68号 平成27年度長井市一般会計補正予算第4号までの6件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

○**内谷重治市長** 議案第63号 長井市教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことに伴い、教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例について定めるため、ご提案申し上げます。

次に、議案第64号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことに伴い、関係する条例について所要の改正をいたすため、ご提案申し上げます。

議案第65号 長井市営バス設置及び管理に関

する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、長井市営バスの利便性向上を目的として運行路線の変更をいたすため、ご提案申し上げます。

続きまして、議案第66号 長井市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、市長、副市長の給料月額を改正するとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことに伴い、特別職となる教育長の給料月額を定めるため、ご提案申し上げます。

議案第67号 長井市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、母子及び寡婦福祉法の改正に伴い、所要の改正をいたすため、ご提案申し上げます。

次に、議案第68号 平成27年度長井市一般会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に3億8,917万5,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ136億8,751万7,000円といたすものでございます。このたびの補正は、主なものといたしまして、小学校大規模改修事業1億8,227万5,000円、ふるさと納税事業1億1,435万2,000円、地方創生推進事業1,365万6,000円、中山間地域水田農業活性化事業1,129万5,000円などを追加いたすものでございます。

これらの補正の財源といたしまして、学校施設環境改善交付金3,199万9,000円、小学校施設整備事業債1億2,290万円、長井市ふるさと応援寄附金6,737万円、地域再生戦略交付金987万6,000円、中山間地域水田農業活性化事業費補助金847万円などを計上し、なお不足する財源

としては、前年度繰越金 1 億 1,218 万 5,000 円を充てるものでございます。

第 2 条の地方債の補正につきましては、第 2 表のとおり定めるものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○**渋谷佐輔議長** 提案者の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

まず、日程第 5、議案第 63 号から日程第 9、議案第 67 号までの質疑を行います。

なお、これからの一般議案 5 件につきましては、関係する常任委員会に付託の上、ご審査いただく予定でありますので、その点お含みの上、ご質疑をお願いいたします。

それでは、日程第 5、議案第 63 号 長井市教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の設定についての 1 件について、質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第 6、議案第 64 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の設定についての 1 件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第 7、議案第 65 号 長井市営バス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての 1 件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第 8、議案第 66 号 長井市特別職

に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての 1 件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第 9、議案第 67 号 長井市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定についての 1 件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第 10、議案第 68 号の質疑を行います。なお、本予算議案 1 件につきましては、予算特別委員会を設置し、ご審査いただく予定でありますので、その点お含みの上、ご質疑をお願いいたします。

それでは、日程第 10、議案第 68 号 平成 27 年度長井市一般会計補正予算第 4 号の 1 件について、質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

以上で全議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。日程第 5、議案第 63 号 長井市教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の設定についてから日程第 9、議案第 67 号 長井市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定についてまでの一般議案 5 件は、別紙付託表のとおり、関係する常任委員会に付託の上、ご審査願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

続いてお諮りいたします。日程第 10、議案第 68 号 平成 27 年度長井市一般会計補正予算第 4 号の予算議案 1 件を審査するため、議長を除く

全員をもって構成する予算特別委員会を設置いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置することに決定いたしました。

予算議案1件は、ただいま設置することに決定いたしました予算特別委員会に付託することにいたします。

日程第11 請願第3号 「平和安全法制」法案の廃案を求める意見書提出についての請願

○**渋谷佐輔議長** 次に、日程第11、請願第3号「平和安全法制」法案の廃案を求める意見書提出についての請願の1件を議題といたします。

お諮りいたします。本請願は、別紙付託表のとおり、関係する常任委員会に付託の上、ご審査願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

散 会

○**渋谷佐輔議長** 本日は、これをもって散会いたします。

ご協力ありがとうございました。